

平成 15 年 2 月 26 日

「構造改革特区の活用等による 自然公園内への風力発電設置に対する意見」

財団法人 日本生態系協会

会長 ^{いけや}池谷 ^{ほうぶん}奉文

国立公園等の自然公園においては、風景に支障を及ぼす人為を制限することにより風致、景観の保全が図られています。また、国民の自然環境保全に対する意識の高まりなどを受けて、昨年、自然公園法の一部が改正され、国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」が追加されたことにより、自然公園における生物多様性の確保について、法律上明確に位置付けられました。

現在、こうした国立公園や国定公園内へ、風力発電立地を構造改革特区として認めるよう、許可基準の緩和等を求める提案が地方公共団体から出されています。

わが国の国土に占める自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）の割合は、約 14%です。これらの自然公園は、すぐれた自然風景地の「保護」と「利用」の二つを目的としています。しかし、現実には、「利用」が優先される場合が多く、自然公園内の多くの場所で、すでに自然破壊が進んでいます。

国立公園をはじめとした自然公園は、わが国の自然の骨格にあたり、将来世代のために確実に守っていくべき大切な基本財産です。「クリーンエネルギー」といいながら、自然を守る場所に風力発電をつくることは明らかに問題です。

今やわが国の植物の 4 種に 1 種、ほ乳類の 3 種に 1 種、鳥類の 5 種に 1 種、汽水・淡水魚類の 3 種に 1 種が、生息地の破壊などにより絶滅の危機に瀕しています。

21 世紀の最大の課題は、環境問題です。1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）においては、「生物多様性条約」が 157 カ国によって署名され、生物多様性保全に関する世界的な流れができました。わが国においても、1995 年に「生物多様性国家戦略」（2002 年に「新・生物多様性国家戦略」）が策定され、生物多様性保全のための施策の展開方向が示されました。

持続可能な社会の基盤である生物多様性が、崩壊の危機にあるという認識のもと、次世代、そして将来世代のために、国立公園などに残されている貴重な自然資源を継承していくことが、私たち現代世代の最低限の義務といえます。